認定こども園について

平成28年9月8日 千葉市こども未来局

- > 認定こども園は、<u>幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設</u>で、 小学校就学前の子どもに、幼児期の教育と保育を一体的に提供しま す。
- ▶ 保護者の働き方にかかわらず(共働きの家庭も、専業主婦(夫)家庭も)利用でき、入園後に働き方が変わっても、通い慣れた園を継続して利用することができます。
- 幼稚園から移行した認定こども園は、建学の精神に則り、各園の創意工夫により、幼児教育・保育を提供します。
- ※ ひまわり幼稚園が移行を予定されている「幼稚園型認定こども園」の場合、 幼稚園であることに変わりはありません。
- ▶ さらに、園児以外も対象として、相談活動や親子の集いの場など、 地域における子育て支援を行います。

- ▶ 27年4月から、一人一人の子どもが健やかに成長できる 社会の実現を目指して、全国で<u>「子ども・子育て支援新</u> 制度」がスタートしました。
- この「新制度」の中で、「認定こども園」は施策の大きな柱のひとつに位置付けられており、全国的に普及が図られることとなっています。

現在、小学校就学前の子どもが通う場所は、例外もありますが、保護者の働き方によって決まるのが実情です。

「専業主婦(夫)家庭の子どもは幼稚園」

「共働き家庭の子どもは保育所」

- ⇒途中で仕事を始めたら幼稚園を退園して保育所へ?
- ⇒途中で仕事を辞めたら保育所を退所して幼稚園へ?
- 本来、保護者の働き方だけでなく、個々の子どもの健やかな成長に とって最善の選択ができ、子どもが慣れ親しんだ園に通い続け、一 貫性のある教育・保育を受けられることが、望ましい姿です。

そこで…

- ▶特に、幼児教育に関する豊富なノウハウや、優れた施設・周辺環境を有する私立幼稚園の認定こども園への移行を促進していきます!

2. 認定こども園の利用手続き

2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)①

- 認定こども園の利用に当たり「保育の必要性の認定」 (=「支給認定」)を受けていただきます。
- > 認定の種類は、年齢と「保育の必要性」に応じた3種類です。
 - 1 1号認定(教育標準時間認定) …3~5歳で、4時間程度の教育を受ける子ども
 - 2 2号認定(保育認定)…3~5歳で、8~11時間の教育・保育を受ける子ども
 - 3 3号認定(保育認定) …0~2歳で、8~11時間の教育・保育を受ける子ども

2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)②

- 保護者が、主に次の事由でお子さんを家庭で保育できない場合に、保育の必要性が「ある」(2号認定又は3号認定)と認定します。
 - 就労(両親とも月64時間以上)
 - 妊娠・出産
 - 保護者の疾病、障害
 - 親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動(起業準備を含む)
 - 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
 - 育休取得時に保育を利用している子どもの継続利用

など

2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)③

- > 2号・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、保育の必要量(施設を利用できる時間)が異なります。(2区分)
 - A. 保育標準時間利用 ··· 1日11時間まで
 - → 両親ともに月に120時間以上就労(主にフルタイム勤務を想定)する場合等が当てはまります。
 - B. 保育短時間利用 … 1日8時間まで
 - → 月に64時間以上120時間未満就労(主にパートタイム勤務を想定)する場合等が当てはまります。
 - → 120時間に満たない場合でも、通勤時間を含めた就労の時間帯を考慮し、 保育標準時間と認定する場合があります。
- 1号認定の場合、利用時間の区分はありません。現在の幼稚園と同様、4時間程度の教育を受けます。(必要に応じて、教育時間前後の「預かり保育」の利用も可能です。)

2-1. 支給認定(保育の必要性の認定)4

> 支給認定についてまとめると…

	年齢	保育の 必要性			保育の必要量 (利用可能時間)	就労時間の下限 (両親ともに)	
	3~5歳	なし	1号認定	教育標準時間	4時間程度/日	_	
		あり	2号認定	保育標準時間	11時間まで/日	120時間/月	
i				保育短時間	8時間まで/日	64時間/月	
	0~2歳	あり	3号認定	保育標準時間	11時間まで/日	120時間/月	
				保育短時間	8時間まで/日	64時間/月	

- ▶ <u>これまでの幼稚園と同じように利用する場合は、「1号認定」</u>を受けて引き続き通園します。
- ▶ <u>井働きなどで教育時間前後の保育(教育時間含めて)が必要な場合</u>
 は、「2号認定」を受けて引き続き通園します。

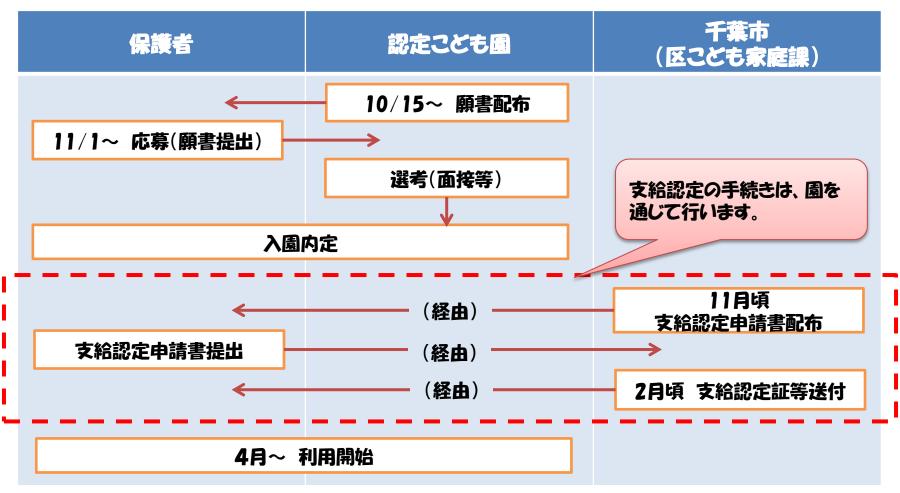
2-2. 認定こども園の利用手続き

幼稚園が認定こども園に移行する場合の利用手続きは、 大きく、次の3パターンに分かれます。

認定区分	利用区分	申込先	パターン
1050	29年4月から新たに入園	園に直接申込み	A
1号認定	ひまわり幼稚園に在園中の子ども の継続利用	園に直接申込み	В
2号認定	29年4月から新たに入園※	市に申込み	С

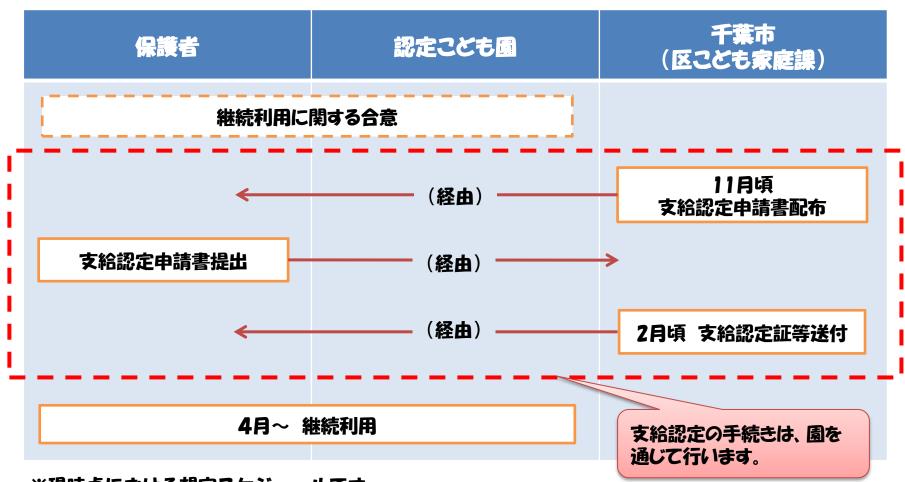
<u>※ひきわり幼稚園に在園中の子どもが2号認定を受けて継続利用する場合は「パターンC」に該当しますが、最優先で選考しますので、希望すれば必ず継続利用することができます。</u>

2-2-A. 29年4月から新たに入園 (1号認定を受けて利用)



- ※現時点における想定スケジュールです。
- ※支給認定手続きの詳細は、申請書配布の際にお知らせします。

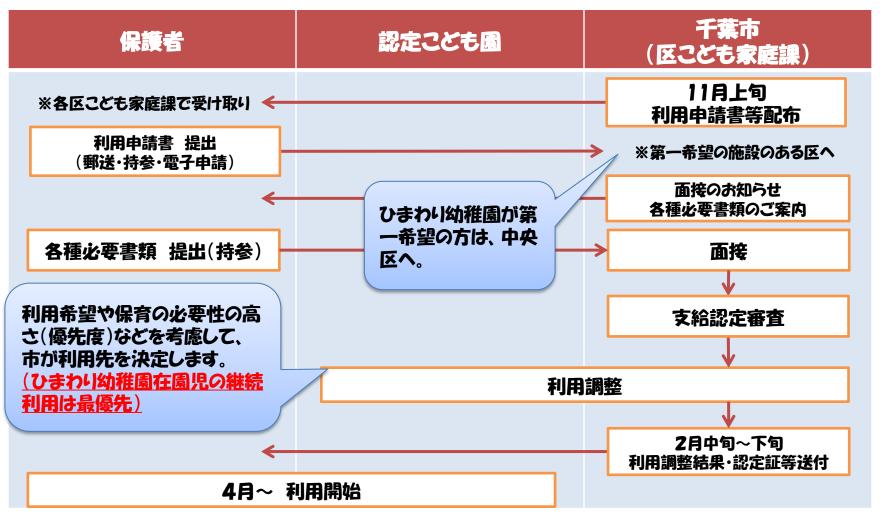
2-2-B. 幼稚園在園児の継続利用 (1号認定を受けて利用)



※現時点における想定スケジュールです。

※支給認定手続きの詳細は、申請書配布の際にお知らせします。

2-2-C. 29年4月から新たに入園 (2号認定を受けて利用)



- ※現時点における想定スケジュールです。
- ※詳しくは、利用申請書等の配布の際にご案内します。

2-3. 在園中に就労状況等が変わった場合

- <u> 在園中に就労状況が変わっても、通い慣れた園に通い続けることができます。</u>
- <2号認定⇒1号認定>
 - > 在園中に仕事を辞めるなど、家庭での保育が可能な状況になった場合は、2号認定から1号認定へ。(教育時間前後は預かり保育の利用も可能。)
- <1号認定⇒2号認定>
 - > 在園中に仕事に就くなど、家庭での保育が困難な状況になった場合は、1号認定から2号認定へ。(利用調整において、最優先で取扱い。)

3. 認定こども園の基本保育料

3-1. 認定こども園に支払う主な費用

① 保育料(基本保育料)

2 特定負担額

- 教育・保育の質の向上を図るために必要な費用の対価として、①に加え、各園が独自に定める金額を支払います。
- > 特定負担額を徴収するためには、保護者の同意が必要です。

3 実費

- 給食の提供、日用品・文具の購入、行事への参加等に必要な実費を 支払います。
 - ※ 2号認定の給食代は主食代のみ。(副食代は基本保育料に含まれています。)
- 実費を徴収するためには、保護者の同意が必要です。

3-2. 1号認定の子どもの基本保育料①

- <幼稚園(28年度まで)の保育料の仕組み>
 - 園が定める入園料等と、園が定める月々の保育料(原則として金額は一律)を納入
 - 毎年度末、市から所得に応じた「就園奨励費補助金」を受給
- > 年度末に1年分の補助金を支給し、保護者の負担を軽減



- <認定こども園(29年度から)の保育料の仕組み>
 - 市が定める月々の基本保育料(所得に応じた金額設定)を納入
- ▶ 月々の基本保育料を所得に応じた金額とすることで、初めから保護者の負担を軽減

3-2. 1号認定の子どもの基本保育料②

<1号認定基本保育料(28年度)>

(単位:円)

	階層区分		月額基本保育料(1号認定)			
	伯眉色刀		第1子	第2子	第3子以降	
	生活保護世帯	Α	0	0	0	
	市民税非課税世帯	В	0	0	0	
Ī	市民税所得割非課税世帯	С	920	0	0	
市	48,600円未満	D	5,190	2,590	0	
民税	51,500円未満	Е	8,780	4,390	0	
所	56,600円未満	F	12,360	6,000	0	
得	77,101円未満	G	13,980	6,000	0	
割課	211,201円未満	Н	18,150	7,920	0	
税	285,301円未満	I	23,330	10,500	0	
額	285,301円以上	J	24,420	11,580	0	

多子軽減の範囲 は、就園奨励費 と同じです。

※1 多子軽減は、小学校3年生までのきょうだいの中で、当該園児が上から何人目に当たるかで判定します。

ただし、階層区分A~Gに該当する場合に限り、きょうだいの年齢にかかわらず、当該園児が上から何人目に当たるかで判定します。

例)小学校4年生、5歳児(年長)、3歳児(年少)の場合

階層区分H~Iに該当する世帯 … 5歳児が第1子、3歳児が第2子

階層区分A~Gに該当する世帯 … 5歳児が第2子、3歳児が第3子

- ※2 階層区分C~Gに該当するひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯については、別途負担軽減があります。
- ※3 階層区分は、4~8月は前年度の市民税額、9~3月は当年度の市民税額に基づき決定します。
- ※4 階層区分は、父母の課税額の合計により決定します。(同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額により決定する場合があります。)
- ※5 1年間の費用を12ケ月に平準化していますので、夏季休業期間中(8月)等も保育料が発生します。

3-3. 2号・3号認定の子どもの基本保育料①

- → なお、認定こども園と保育所とで、基本保育料の金額に違いはありません。
- 一千葉市の基本保育料は、保護者の負担軽減を図る ため、国が定めた基準額より低額に設定しています。
- → なお、基本保育料は、幼稚園の保育料と同様、認定 こども園に直接支払います。

3-3. 2号・3号認定の子どもの基本保育料②

<2号認定基本保育料(28年度)>

(単位:円)

			月額基本保育料(2号認定)						
	階層区分	保育標準時	間(1日11時間。		保育短時間(1日8時間までの利用)				
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
	市民税非課税世帯	В	0	0	0	0	0	0	
市县	市民税所得割非課税世帯 C1		3,320	1,660	0	3,260	1,630	0	
	48,600円未満	C2	5,280	2,640	0	5,190	2,590	0	
	51,500円未満	D1	8,930	4,460	0	8,780	4,390	0	
	56,600円未満	D2	12,570	6,280	0	12,360	6,180	0	
市	74,000円未満	D3	17,600	8,800	0	17,300	8,650	0	
民	97,000円未満	D4	19,310	9,650	0	18,980	9,490	0	
税	112,000円未満	D5	21,020	10,510	0	20,660	10,330	0	
所 得	132,000円未満	D6	22,730	11,360	0	22,340	11,170	0	
割	169,000円未満	D7	24,680	12,340	0	24,260	12,130	0	
課	203,800円未満	D8	26,410	13,200	0	25,960	12,980	0	
税	301,000円未満	D9	28,140	14,070	0	27,660	13,830	0	
額	397,000円未満	D10	31,030	15,510	0	30,500	15,250	0	
	480,000円未満	D11	32,600	16,300	0	32,050	16,020	0	
	671,800円未満	D12	34,180	17,090	0	33,600	16,800	0	
	671,800円以上	D13	35,770	17,880	0	35,160	17,580	0	

※1 多子軽減は、きょうだいが2人以上同時に認定こども園、保育所等を利用している場合、その中で当該園児が何人目に当たるかで判定します。

ただし、市民税所得割額が57,700円未満の世帯(C1~D3の一部)に限り、きょうだいの年齢にかかわらず、当該園児が上から何人目に当たるかで判定します。例)小学校1年生、3歳児、2歳児、0歳児の4人きょうだいの場合

市民税所得割額57,700円以上の世帯 … 3歳児が第1子、2歳児が第2子、0歳児が第3子以降 市民税所得割額57,700円未満の世帯 … 3歳児が第2子、2歳児が第3子以降、0歳児が第3子以降

- ※2 市民税所属割額77.101円未満(階層区分C1~D4の一部)のひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯については、別途負担軽減があります。
- ※3 階層区分は、4~8月は前年度の市民税額、9~3月は当年度の市民税額に基づき決定します。
- ※4 階層区分は、父母の課税額の合計により決定します。(同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額により決定する場合があります。)

3-3. 2号・3号認定の子どもの基本保育料3

<3号認定基本保育料(28年度)>

(単位:円)

			月額基本保育料(3号認定)						
階層区分			保育標準時間(1日11時間までの利用)			保育短時間(1日8時間までの利用)			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯 A			0	0	0	0	0	0	
	市民税非課税世帯	В	0	0	0	0	0	0	
市月	市民税所得割非課税世帯(4,110	2,050	0	4,040	2,020	0	
	48,600円未満	C2	6,170	3,080	0	6,070	3,030	0	
	51,500円未満	D1	11,180	5,590	0	10,990	5,490	0	
	56,600円未満	D2	14,960	7,480	0	14,710	7,350	0	
市	74,000円未満	D3	18,840	9,420	0	18,520	9,260	0	
民	97,000円未満	D4	26,650	13,320	0	26,200	13,100	0	
税	112,000円未満	D5	33,450	16,720	0	32,880	16,440	0	
所得	132,000円未満	D6	40,760	20,380	0	40,070	20,030	0	
割	169,000円未満	D7	44,000	22,000	0	43,250	21,620	0	
課	203,800円未満	D8	51,690	25,840	0	50,810	25,400	0	
税	301,000円未満	D9	54,330	27,160	0	53,410	26,700	0	
額	397,000円未満	D10	57,460	28,730	0	56,480	28,240	0	
	480,000円未満	D11	60,600	30,300	0	59,570	29,780	0	
	671,800円未満	D12	65,750	32,870	0	64,630	32,310	0	
	671,800円以上	D13	70,900	35,450	0	69,690	34,840	0	

※1 多子軽減は、きょうだいが2人以上同時に認定こども園、保育所等を利用している場合、その中で当該園児が何人目に当たるかで判定します。

ただし、市民税所得割額が57,700円未満の世帯(C1~D3の一部)に限り、きょうだいの年齢にかかわらず、当該園児が上から何人目に当たるかで判定します。例)小学校1年生、3歳児、2歳児、0歳児の4人きょうだいの場合

|小学校||年生、3咸児、2咸児、0咸児の4人ざようにいの場合

市民税所得割額57,700円以上の世帯 … 3歳児が第1子、2歳児が第2子、0歳児が第3子以降

市民税所得割額57,700円未満の世帯 … 3歳児が第2子、2歳児が第3子以降、0歳児が第3子以降

- ※2 市民税所属割額77,101円未満(階層区分C1~D4の一部)のひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯については、別途負担軽減があります。
- ※3 階層区分は、4~8月は前年度の市民税額、9~3月は当年度の市民税額に基づき決定します。
- ※4 階層区分は、父母の課税額の合計により決定します。(同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額により決定する場合があります。)

3-4. 基本保育料の支払い

- > 29年4月~8月分の基本保育料(28年度の市民税額により決定)は、29年4月中旬にお知らせする予定です。
- > また、29年9月~30年8月分の基本保育料(29年度の市民税額により決定)は、29年8月末頃にお知らせする予定です。
- 認定こども園の場合、月々の基本保育料の支払い時期は、各園が定めます。

お問い合わせ先

◆ 認定こども園全般(基本保育料を含む)に関すること

⇒ 幼保支援課 : 245-5100 又は 245-5977、

◆ 認定こども園の利用手続きに関すること

⇒ お住まいの区のこども家庭課:

中央区こども家庭課 : 221-2172

花見川区こども家庭課 : 275-6197

稲毛区こども家庭課 : 284-6137

若葉区こども家庭課 : 233-8150

緑区こども家庭課 : 292-8137

美浜区こども家庭課 : 270-3150

※ひまわり幼稚園の利用手続きについては、中央区こども家庭課へ。

まずはこちらにお問い合わせください。